

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤がすでに90%の世帯で整備されてきている状況の下において、なぜ政策的に100%にまで引き上げなければならないのか、その根拠が明らかではなく、より十分に説得力のある根拠が示される必要がある。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>①超高速ブロードバンドの利用率を向上させる必要はあるが、基盤が90%の世帯で整備されてきている状況の下で、利用率が30%にとどまっている背景、原因等を十分に精査した上で、これに対応した対策を検討する必要がある。</p> <p>②PSTN時代からブロードバンド・IP時代への移行によって、市場の流動化・融合化の加速化、グローバル化および技術的不確実性の増大が著しく、これらの大きな環境変化に迅速かつ的確に対応するため、とりわけイノベーション・インセンティブおよび投資インセンティブを確保するべく、PSTN時代とは異なる新たな規制枠組みと競争枠組みとを構築する必要に迫られており、PSTN時代のローカルな閉じられた・細分化された・固定化された市場を前提にした規制枠組みと競争枠組みに縛られないことが強く求められる。</p>